

【誓約書等の記入の手引き】

別紙様式18

新規契約時に提出。これまで誓約書を提出せずに契約を締結していた場合には、次回契約更新時に誓約書を提出。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式19により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

〇〇森林管理署長 殿

年 月 日

個人の場合は個人の氏名及び住所、団体（法人格を持たない任意の集まり）の場合は団体の代表者氏名、名称及び所在地、法人の場合は法人の代表者の氏名、名称及び所在地を記入。なお、貸付け等の申請者が法人の代表者ではないが契約権限を持つ者（支店長、営業所長、支部長等）である場合は当該申請者の氏名、名称及び所在地を記入。

住所又は所在地
氏名又は名称

貸付け等の申請時に提出。役員等に変更があった場合、速やかに変更後の役員名簿を提出。ただし、一の申請者が複数の申請を行う場合は、一通の役員名簿の提出で可。また、複数の契約を締結している法人等の役員等に変更があった場合も、一通の役員名簿の提出で可。



年 月 日

役 員 名 簿

商号又は氏名	① 法人の場合 法人名、法人の所在地を記入。			
所 在 地	② 団体（法人格を持たない任意の集まり）の場合 団体名、団体の所在地を記入。			
	③ 個人の場合 個人名、個人の住所を記入。			
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	1. 法人及び団体の場合			
	・ 以下に示す者について役職名、氏名、生年月日、性別を記入。			
	① 会社法の適用を受ける法人（株式会社等）の場合： 全ての役員。有価証券報告書があれば、その添付でも可。			
	② 会社法の適用を受けない法人（一般社団法人等）の場合： 理事、幹事等の全ての役員。			
	③ 団体（法人格を持たない任意の集まり）の場合： 代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者。			
	・ 住所の記入は任意であるが、森林管理（支）署が警察に照会し、個人を特定するために必要となった場合には、森林管理（支）署の求めに応じ、住所を記入し提出すること。			
	・ 貸付け等の申請者が法人の代表者ではないが契約権限を持つ者（支店長、営業所長、支部長等）である場合は、当該申請者の役職名、氏名、生年月日、性別についても役員名簿に記入。			
	2. 個人の場合			
	・ 貸付け等の申請書に添付する住民票により全ての項目が明らかになるので、役員名簿の提出は不要。			
	・ 複数の個人が集まって貸付け等の申請をする場合には上記1. ③に準ずる。			